

平成29年7月20日付けで、水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき漂流物を拾得した者から、その物件の引き渡しを受けましたので、同法第25条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

なお、漂流物を所有者に引き渡しますので、心当たりの方は寒川町役場都市計画課まで申し出てください。

平成29年7月24日

寒川町長 木村俊雄

1 拾得物件及び形状寸法

拾得物件	形状寸法
FRP製ボート	全長 3.7 m 幅 1.3 m 高さ 0.5 m

2 拾得年月日

平成29年7月19日

3 拾得場所

寒川取水堰（相模川）

4 その他

公告後6ヶ月が経過し、申出がない場合は、水難救護法第30条第2項の規定に基づき所有者がないものと認め処分します